

入札説明書

橿原公苑測量業務委託（Cエリア）

ス振第11-3号

令和6年4月

奈良県地域創造部スポーツ振興課

入 札 説 明 書

橿原公苑測量業務委託（Cエリア）にかかる入札公告に基づく施工体制確認型一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は、下記の事項を熟知の上、入札しなければなりません。

1 競争入札に参加する者に必要な資格

入札公告第2に定めるもののほか、次に掲げる条件を全て満たした者のみが、この入札に参加することができます。

- (1) 測量法（昭和24年法律第188号）第55条の5第1項の規定による登録を受けた測量業者であって、登録を受けた後の実績がある業者であること。
- (2) 奈良県建設工事等競争入札参加資格のうち測量業務に登録を受け、A等級A1グループとして位置づけられていること。
- (3) 奈良県内に本店を有していること。
- (4) この業務の期間中、複数の技術者を配置できること。

なお、そのうち1名は測量士の資格を有する技術者を配置できること。

また、配置する技術者は雇用関係（代表者可）にある者とし、そのうち主任技術者にあつては、競争入札参加資格確認申請書の提出の日以前に3か月以上の雇用関係（代表者可）にあること。

- (5) 入札書の提出の日から開札の日までの期間に、奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領による入札参加停止措置（以下「入札参加停止」といいます。）を受けていないこと。
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号。以下「新法」といいます。）第17条の規定による更生手続開始の申立て（新法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更正事件」といいます。）に係る新法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」といいます。）第30条に規定する更生手続開始の申立てを含みます。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、新法に基づく更生手続開始の決定（旧更正事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含みます。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。
- (8) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条の規定による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (9) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条に規定する再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた場合は、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。

2 入札の手続

(1) 入札書提出期間

入札書は入札公告第3に示す期間内に提出してください。ただし、奈良県の休日（定める条例（平成元年3月奈良県条例第32号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」といいます。）を除きます。

(2) 入札書の提出について

ア 入札書は、郵便により提出してください。

郵便は書留郵便としてください。入札書は積算内訳書とともに封筒に入れ、封書の表に【開札日】、【業務名】、【業務番号】及び「入札書在中」と記載し、併せて業務場所・業者名を記載してください。なお、「入札書在中」は朱書きにしてください。封筒は、代表者の印で封印してください。

入札書は二重封筒とし、奈良県地域創造部スポーツ振興課長あての親展として、入札公告第3に定める期日までに次に示す場所へ到着するようにしてください。期限までに到達したもののみ有効です。

<送付先> 〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県地域創造部 スポーツ振興課長

イ 一度提出された入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

ウ 入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の**100分の10**に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とします。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の**110分の100**に相当する金額を入札書に記載してください。

3 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。また、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消します。

(1) 入札公告第2に定める競争入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札

(2) 競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料（以下「競争入札参加資格確認申請書等」といいます。）又は施工体制確認調査で要求する資料等に虚偽の記載をした者の行った入札

(3) 奈良県契約規則(昭和39年5月奈良県規則第14号)第7条に該当する入札又は入札に関する条件に違反した入札

(4) 開札の日までの間において入札参加停止又は参入制限を受けた者等、開札時点において入札公告第2に定める競争入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札

(5) 入札公告第5の3(2)で定める<以下の業務>のうち2以上の業務に入札参加し、開札時刻の先の案件で落札候補者となった者が開札時刻の後の案件について行った入札

(6) 4(3)により、落札候補者が競争入札参加資格確認申請書等又は施工体制確認調査により失格となり、次順位の者が落札候補者となった場合に、新たに落札候補者となった者が開札時刻の後の案件について行った入札

4 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とします。
落札候補者となるべき同価格の入札者が2者以上ある場合は、「くじ」により競争入札参加資格の確認並びに施工体制確認調査を行う順位（契約優先順位）を決定します。
ただし、「くじ」を辞退することはできません。

「くじ」を行う場所 橿原市畝傍町53番地

県立橿原公苑第一体育館中2階大会議室

「くじ」を行う日時 令和6年5月13日（水）12時00分（予定）

- (2) 開札後、落札候補者に対し競争入札参加資格の確認及び施工体制確認調査を行った上で落札者を決定します。落札者の決定後、奈良県ホームページに掲載します。
また、最低価格で入札を行った場合であっても、施工体制確認調査の結果によっては、落札者とならない場合があります。この場合、落札候補者の次順位者に対し競争入札参加資格の確認並びに施工体制確認調査を行い、落札者が決定できるまで順次調査を実施します。
- (3) 競争入札参加資格の確認及び施工体制確認調査は、入札公告第5の3（2）で定める<以下の業務>のうち、開札時刻が先の案件から実施します。

5 競争入札参加資格の確認及び施工体制確認調査の実施

開札後、落札候補者に対し競争入札参加資格の確認を行うとともに、施工体制確認調査を実施します。競争入札参加資格が確認できない場合又は適正な業務の確保ができないおそれがあると認められる場合は失格となります。この場合、次順位者を落札候補者として競争入札参加資格の確認及び施工体制確認調査を実施します。

開札後、落札候補者は、下記により競争入札参加資格確認申請書等及び施工体制確認調査書類を提出してください。また、必要に応じて施工体制確認調査書類に基づいた聞き取り調査を実施します。聞き取り調査に応じない場合は、失格となるとともに、入札参加停止を受けることがあります。

- (1) 競争入札参加資格確認申請書等

「競争入札参加資格確認申請書（様式S1）」

* 測量法第55条の8第1項の規定に基づき近畿地方整備局に提出した書類の写し（登録の状況を確認できる頁の写し）

- (2) 施工体制確認調査提出書類

ア 施工体制確認調査報告書	様式1
イ 業務履行に関する実施体制図（測量等調査業務）	様式2
ウ 配置予定技術者名簿（測量等調査業務）	様式3
エ 積算内訳書（測量等調査業務）	様式4
オ 手持ち機械等の状況	様式5

* 各様式の記載要領を十分確認してください。記載内容が記載要領に沿わない場合は失格となることがあります。また、記載内容を証明するための添付資料を必ず添付してください。

* 様式3の配置予定技術者名簿に記載する技術者については、1の（4）に示す資格を有することが確認できるように記載してください。

* 書類の記載もれ、添付もれ等がないことを十分確認の上、提出してください。

- * 下記の場合も契約審査会により適正な業務の確保がなされないおそれがあると判定され失格となります。
 - ア 施工体制確認調査に協力しない場合
 - イ 配置予定技術者の資格等が入札条件等に適合しない場合
 - ウ 提出書類が設計仕様等に適合しない場合
 - エ 提出書類が入札金額に適合しない場合
 - オ 法令違反や契約上の基本事項違反等があると認められる場合
 - カ 上記のほか、適正な業務の確保がなされないおそれがあると認められる場合
- (3) 提出部数 各1部
- (4) 提出期限 入札公告第3に示す期限までに提出してください。
 - * 期限までに提出されない場合は失格となります。
 - * 次順位以降の者が落札候補者となった場合の提出期限は、別途指示します。
- (5) 提出方法 持参により提出してください。
- (6) 提出書類の作成等
 - ア 作成及び提出にかかる費用は申請者の負担とします。
 - イ 提出書類は、競争入札参加資格の確認及び施工体制確認調査以外に提出者に無断で使用しません。
 - ウ 提出書類は返却しません。

6 技術者の配置

落札者は5の(2)ウに定める資料に記載した配置予定技術者をこの業務に配置するものとします。

7 契約書作成の要否等

要します。落札者は、奈良県契約規則第17条第1項の規定に基づき落札決定後遅滞なく契約を締結するものとします。

8 入札及び契約を担当する部課等の名称及び所在地等

〒630-8501

奈良県奈良市登大路町30番地

奈良県地域創造部スポーツ振興課

電話 0742-27-5421

9 公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

(様式S1)

競争入札参加資格確認申請書 (事後確認)

年 月 日

奈良県知事 様

住 所

商号又は名称

代 表 者 名 印

連絡先電話番号 _____

連絡先ファクス番号 _____

令和6年4月17日付けで公告のありました橿原公苑測量業務委託ス振第11-3号に係る競争入札に参加資格について、確認されたく、下記のとおり申請します。

なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約するとともに、契約締結後において、この申請書及び添付書類の記載内容に疑義が生じ、同書類では参加資格を有していることが確認できないと判明した場合には、契約を解除され、違約金の請求を受けても異議を申し立てません。

1 測量法第55条に定める登録の状況

登録番号	登録年月日
	年 月 日

注 ・この申請書は、開札後、入札執行者の指示により、落札候補者が提出してください。提出は持参によります。

・測量法第55条の8第1項の規定に基づき近畿地方整備局に提出した書類の写し（登録の状況を確認できる頁の写し）を添付してください。